令和８年度
富士宮市一般廃棄物処理実施計画

富士宮市

第１章　計画の基本的事項

１　計画の位置付け

本計画は、富士宮市における廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用及び廃棄物の適正な処理に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、富士宮市一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な令和８年度の事業について定めるものです。

２　計画の対象

本計画は、富士宮市内で発生する一般廃棄物及び生活排水を対象とします。

３　計画の期間

本計画は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間を計画期間とします。

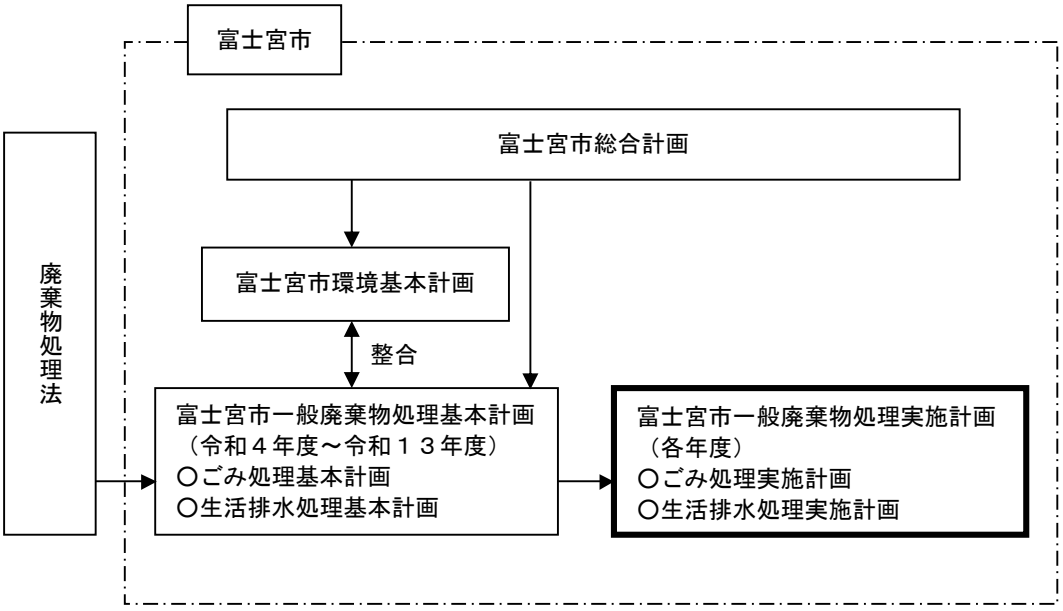


図１　本計画の位置付け

第２章　ごみ処理実施計画

１　ごみ総排出量の推計

表２－１　令和８年度のごみ総排出量の推計　単位：ｔ

				R8
ごみ排出量	家庭系ごみ	市が収集	可燃ごみ	19,474
			資源ごみ	2,579
			不燃ごみ	1,187
			粗大ごみ	204
			小計	**23,444**
		直接搬入	可燃ごみ	496
			不燃ごみ・粗大ごみ	2,109
			剪定枝	56
			小計	**2,661**
		計		**26,105**
	事業系ごみ	許可業者が収集	可燃ごみ	9,371
			不燃ごみ・粗大ごみ	71
			小計	**9,442**
		直接搬入	可燃ごみ	493
			不燃ごみ・粗大ごみ	106
			剪定枝	0
			小計	**599**
		計		**10,041**
	合計			**36,146**
集団回収量				2,012
古紙回収ステーション回収量				584
廃食用油回収量				3
衣類・革類回収量				445
ごみ総排出量				**39,190**

※　用語の定義

○　ごみ総排出量
　市民及び事業者から排出される全てのごみの量（ごみ発生量）から、市民及び事業者が独自で処理するごみの量（潜在ごみ）を除いたごみの量

○　ごみ排出量
　ごみ総排出量から集団回収量、古紙回収ステーション回収量、廃食用油回収量、衣類・革類回収量を除いたごみの量

○　家庭系ごみ
　ごみ排出量のうち家庭から排出されるごみ

○　事業系ごみ
　ごみ排出量のうち事業所から排出されるごみ

○　集団回収量
　自治会、子供会、ＰＴＡなどが自主的に行う資源回収の量

2　ごみの収集・運搬体制

⑴　家庭系ごみは、市が委託する次の業者によりごみ集積所から収集し、富士宮市清掃センター（以下「清掃センター」という。）などに運搬します。

○　収集・運搬委託業者

・　富士宮市西町２２番２１号　富士宮清掃株式会社

・　富士宮市猫沢２３７番地の２　有限会社芝川清掃

また、市が許可する収集・運搬業者による収集・運搬を行うほか、清掃センターが処理可能な範囲内において自己搬入を認めます。

⑵　事業系ごみは、市が許可する収集・運搬業者による収集・運搬を行うほか、清掃センターが処理可能な範囲内において自己搬入を認めます。

3　ごみの種類及び収集頻度

市が収集するごみの種類及び収集頻度は、表２－２のとおりとします。

表２－２　収集するごみの種類及び収集頻度

区分		収集頻度	排出方法	ごみ集積所の数 （令和８年１月１日現在）
可燃ごみ		週２回	指定袋	可燃ごみ集積所 569 か所 資源・不燃・粗大ごみ集積所 91 か所 共通ごみ集積所 1,889 か所 計　2,549 か所
資源ごみ	プラスチック	週１回	指定袋	
	ペットボトル	毎月２回	指定袋	
	紙パック	毎月１回	指定袋	
	かん	毎月１回	指定袋	
	スプレーかん	毎月１回	指定袋	
	びん	毎月１回	コンテナ（色つき・透明）	
	水銀使用製品	６月、９月、12 月及び３月の指定された日	指定袋	
	乾電池	随時	ごみ集積所の容器	
不燃ごみ		毎月１回以上	指定袋	
粗大ごみ		６月、９月、12 月及び３月の指定された日	可燃と不燃を分ける	

4　中間処理

可燃ごみは、清掃センターで焼却処理を行います。不燃ごみ及び粗大ごみについては、清掃センター内の粗大ごみ処理施設で破砕した後、金属類を回収し、残渣を焼却します。また、効率的な処分方法を調査研究していきます。

表２－３　中間処理施設の概要

施設名称	所在地	処理方法	処理能力	竣工年月	処理対象物
富士宮市 清掃センター	富士宮市 山宮 3678-4	焼却 全連続燃焼方式 （ストーカ式焼却炉）	240t/日 （120t/24h ×2 基）	平成 6 年 8 月	可燃ごみ
		破砕 縦型ハンマー方式	50t/5ｈ	昭和 51 年 7 月	不燃ごみ 粗大ごみ

表２－４　令和８年度の中間処理量の見込み　単位：t

	R8
焼却処理量	**33,651**
可燃ごみからの焼却	29,719
破砕処理残渣	2,824
衛生プラントの処理残渣	1,072
剪定枝資源化残渣	36
不燃ごみ・粗大ごみ量（破砕処理量）	**3,677**
破砕処理残渣（可燃）	2,698
破砕処理残渣（不燃）	126
破砕処理後の資源回収	853

5　最終処分

清掃センターで生じた焼却処理残渣は、落じん灰を選別後、全量民間処理業者に委託し処理します。

表２－５　最終処分場の概要

施設名称		一般廃棄物鞍骨沢最終処分場
所在地		富士宮市北山 7430-849
竣工		平成 10 年 3 月
設置主体		富士宮市
処分対象		焼却残渣
埋立面積		16,714m^2
埋立容量		106,289m^3
埋立期間		平成 10 年度～令和 21 年度
埋立方法		セル方式&サンドイッチ方式
浸出水処理設備	日平均処理量	90m^3
	調整容量	2,200m^3
	処理方式	カルシウム除去、生物処理、凝集沈殿、高度処理

表２－６　令和８年度の最終処分量の見込み　単位：t

			R8
処分の対象	**焼却処理残渣**		**3,902**
処分の方法	最終処分（埋立て）	自区内	0
		外部委託	0
	最終処分過程での資源化	焼却灰の資源化（外部委託）	3,606
		最終処分前の資源回収（鉄類）	64
		落じん灰の回収（売却）	232
	計		**3,902**

6　ごみの減量化・資源化

⑴　古紙等の集団回収

古紙等の再利用を促進し、ごみの減量化を図るため、古紙等を回収する団体に対して奨励金を交付します。

表２－７　古紙等リサイクル活動奨励金交付制度の概要

対象品目	古紙、牛乳パック、アルミかん、古布
対象団体	自治会、子供会、ＰＴＡなど事前に登録した団体
奨励金の金額	3円/ｋｇ

表２－８　令和８年度の集団回収量の見込み　単位：t

		R8
集団回収量		**2,012**
	古紙	1,938
	牛乳パック	19
	アルミかん	45
	古布	10

⑵　古紙回収ステーション

市内３１か所に、古紙回収ステーションを設置し、市民がいつでも古紙を出せるようにします。

令和８年度回収見込量　５８４トン

⑶　廃食用油の拠点回収

市内１１か所に、回収拠点を設置し、植物性油に限定して集め、発電機の燃料として資源化を行います。

令和８年度回収見込量　３トン

⑷　衣類・革類の拠点回収

市内２０か所に、回収拠点を設置し、衣類及び革類製品等を集め、主に海外でリユース（再使用）します。

令和８年度回収見込量　４４５トン

⑸　資源ごみの分別収集

家庭からごみ集積所に分別して出されたプラスチック・ペットボトルなどの資源ごみについては、資源化業者を通じて資源化します。

表２－９　令和８年度の資源ごみの分別収集量の見込み　単位：t

		R8
分別収集量		**2,579**
	プラスチック	1,435
	ペットボトル	211
	紙パック	11
	かん	210
	スプレーかん	35
	びん	640
	乾電池	30
	水銀使用製品	7

表２－１０　分別区分ごとの資源ごみの処理方法

区分	処理方法
プラスチック	以下の業者で中間処理を行い、日本容器包装リサイクル協会が入札で決定した業者で資源化します。 富士市中之郷１０３９ 安藤紙業株式会社富士営業所
ペットボトル	以下の業者で中間処理を行い、アサヒ飲料㈱の仕様に合った形にリサイクルできる業者に引き渡し、ペットボトルの原料に資源化後、再びペットボトルに商品化します。（ボトル to ボトルリサイクル） 富士市伝法３７５２番地の３ 株式会社市川商店
紙パック	以下の業者に売渡し、資源化します。 富士市中之郷５７５番１号 コアレックス信栄株式会社
かん スプレーかん	清掃センターで中間処理を行い、入札で決定した資源化業者に売却します。
びん	以下の業者で中間処理を行い、日本容器包装リサイクル協会が入札で決定した業者で資源化します。 富士市北松野８０３番地の１ 有限会社三和システム輸送
乾電池	清掃センターにおいて、入札で決定した資源化業者に処理を依頼します。
水銀使用製品	以下の業者において資源化します。 北海道北見市瑠辺蘂町富士見２１７番地の１ 野村興産株式会社イトムカ鉱業所

⑹　携帯電話・スマートフォン・使用済みインクカートリッジの回収

市内１５か所に、回収ボックスを設置して回収し、リユース・リサイクルします。

⑺　剪定枝の資源化

清掃センターで市民が剪定した庭木を受け入れ、まき用材料や木材チップに加工処理し、登録した市民に無償で提供します。

⑻　小型家電・充電池の回収

清掃センター、生活環境課、各出張所及び公民館で、小型家電（家電リサイクル法対象家電及びフロンガス使用製品を除く）・充電池を回収し、リサイクルします。

⑼　ふとん類の回収

清掃センターに直接搬入されたふとん類は選別し、リユースします。

⑽　珪藻土使用製品の回収

清掃センターに直接搬入された珪藻土使用製品を民間事業者に処理委託し、資源化します。

7　中間処理時の資源回収量

清掃センターに搬入された可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、各処理施設で選別、破砕処理し、資源を回収します。

表２－１１　令和８年度の中間処理時の資源回収量の見込み　単位：t

	R8
中間処理時の資源回収	**972**
焼却処理前の回収（段ボール、新聞、剪定枝、ふとん類など）	118
破砕処理前の回収（小型家電など）	124
破砕処理後の回収（金属など）	730

８　資源化量及びリサイクル率

令和８年度の資源化量及びリサイクル率の見込みは以下のとおりです。

表２－１２　令和８年度の資源化量及びリサイクル率の見込み

		R8
ごみ総排出量（t）		**39,190**
資源化量（t）	集団回収量	2,012
	古紙回収ステーション回収量	584
	廃食用油回収量	3
	衣類・革類回収量	445
	市による資源分別収集量	2,579
	中間処理後の再生利用量	972
	最終処分過程での資源化量	3,902
	計	**10,497**
リサイクル率（%）		**26.8**

９　市で処理を行えないごみ（事業者と消費者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物）の適正処理

家電リサイクル法、資源有効利用促進法などの法制度に基づき処理されるもの、民間事業者の自主回収品のほか、処理作業に危険を伴うもの、有害物質を含むもの、清掃センターの焼却炉及び粗大ごみ処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与えるものについては、処理を行うことができません。これらについては、市で処理を行えないごみとし、一般廃棄物処分業許可業者やリサイクル業者などと協力し、適正な処理を行います。

【処理困難物】

テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機（家電リサイクル法対象家電）、バッテリー（自転車、バイク、自動車用）、ポータブル電源、中身が残っているスプレー缶（カセットボンベ含む）、廃油、塗料、農薬、ガスボンベ、コンクリートガラ、ガレキ、土砂、建設廃材、断熱材、石膏ボード、壁のクロス、便器、木の根、機械部品、消火器、農機具、自動車部品、バイク部品、タイヤ、ウッドデッキ、除湿機等（フロンガス使用製品）、太陽光パネル、ボタン電池、炭酸ガスカートリッジ、圧縮型酸素ボンベ、漬物石、臼、ウォーターサーバー、石、タイル、枕木、ピアノ、運搬用パレットなど

家電リサイクル法対象家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の処理については、引取義務を有する小売業者による処理のほか、以下の指定引取場所による処理を行います。

○　家電リサイクル法対象家電指定引取場所

・　富士市中里２６０８番地の４３　株式会社篠原産業

１０　一般廃棄物処分業許可施設

一般廃棄物処分業の許可を有する以下の業者においても一般廃棄物の処理を行います。

表２－１３　一般廃棄物処分業許可業者一覧

処理施設	処理する一般廃棄物の種類
富士宮市山宮３５０７番地の１９ 株式会社エコネコル（中間処理＊破砕、圧縮及び選別）	可燃物、不燃物
富士宮市山宮３５０７番地の２０ 株式会社ミダック（中間処理＊焼却）	可燃物（感染性一般廃棄物を含む）、不燃物、粗大ごみ、し尿汚泥
富士宮市山宮２３４４番地 株式会社ヤマモト（中間処理＊焼却及び破砕）	可燃物、不燃物、粗大ごみ、小型家電、感染性一般廃棄物

１１　焼却灰の処理

清掃センターで発生した焼却灰については、最終処分前の資源回収を行った後、「セメント化」、「焼成リサイクル」、「溶融資源化」を民間事業者に委託し処理します。事業者の選定については、入札及び随意契約により決定します。

「落じん灰」は選別し、売却により資源化します。

１２　実施施策

＜基本計画：基本方針１　ごみの減量化・資源循環の推進＞

⑴　ごみの発生・排出の抑制と再使用の推進

ア　発生・排出の抑制と再使用が可能な環境づくり

○　環境にやさしい商品購入の促進

・市庁舎においては、エコマーク認定商品の購入を率先して行うとともに、再生紙の利用を徹底します。

○　不用品リサイクルバンクによる不用品などの再使用の推進

・市が行っている不用品リサイクルバンクを継続します。

・おいくらアプリ利用の周知啓発を行います。

○　ごみの発生・排出の抑制と再使用に配慮したライフスタイルへの転換推進

・市民に対して、マイバッグの利用、買い物の際にごみになるものを受け取らない習慣について、広報紙などを通じて啓発します。

○　市庁舎などにおける率先した取組の推進

・環境方針に基づき、省資源・廃棄物の減量・リサイクルを推進します。

イ　ごみの減量化の推進

○　ごみダイエットプロジェクトの推進

・「古紙・雑がみの分別」、「生ごみの水キリ」、「食材の使いキリ」、「衣類の分別」などの重点取組を設け、市民、事業者に対してごみの減量化のための施策について周知・啓発を行います。

○　６Ｒの推進

・市民、事業者に対し、６Ｒについて広報紙やホームページ、出前講座などを通じて普及を進めます。また、６Ｒ県民運動についても、併せて周知啓発を行います。

○　ごみの分別徹底の周知啓発

・プラスチック、ペットボトル、紙パック等の資源ごみについて、ごみ収集日程表、広報紙などを通じて分別排出の徹底を図り、ごみの資源化に努めます。

○　生ごみの水キリ推奨

・生ごみの水キリを推奨し、広報紙、ホームページ、動画配信などを通じて普及を進めます。

○　民間施設等の利用の啓発

・民間の一般廃棄物処理施設活用を市民に啓発します。

ウ　事業系ごみ対策の推進

○　事業者処理責任の徹底

・清掃センターへの事業系ごみの搬入者に対してチラシを配布し、減量化や資源化、適正処理などの啓発活動を行います。

○　区域外からのごみ搬入の未然防止

・清掃センターに搬入された事業系ごみについて、展開調査の実施や書類の提出を求め、区域外からのごみ搬入の未然防止を図ります。

○　家庭系ごみのごみ集積所への事業系ごみの混入対策の推進

・家庭系ごみのごみ集積所に事業系ごみが出された場合には、収集は行わず、排出者が判明した場合には適正処理を指導します。

○　産業廃棄物の搬入の防止及び適正処理の指導

・産業廃棄物の区分の周知を行います。

・ごみ処理に関する問い合わせの対応を行います。

・産業廃棄物混入対策として、搬入するごみの抜き打ち検査を行い、産業廃棄物の混入などについて調査し、必要に応じて指導等を実施します。

○　多量排出事業者に対する啓発指導

・多量排出事業者に対して、ごみの搬入計画書又は減量計画書の提出を指導します。

○　収集・運搬許可業者に対する指導

・収集・運搬許可業者が搬入するごみを必要に応じて抜き打ち検査し、産業廃棄物の混入などについて調査し、必要に応じて指導等を実施します。

○　事業者の自主的な取組に対する支援

・ISO14001 又はエコアクション 21 を取得しようとする事業者を支援します。

エ　食品ロス削減の推進

市民に対し、エコ・クッキング講座、出前講座を開催するとととともに、冷蔵庫クリーンアップデー、ふじのみや３０１０運動などの周知啓発を行います。また、市内の飲食業組合にも協力を依頼し、食品ロス削減を図ります。

オ　一般廃棄物処理手数料の見直し

一般廃棄物処理手数料については、近隣市町の状況を注視しながら、適切な時期に見直しを行います。

⑵　資源化（リサイクル）の徹底

ア　資源ごみの分別収集の継続

○　資源ごみの分別排出の徹底

・資源ごみの分別収集を継続するとともに、ごみ収集日程表、広報紙、動画配信などを活用し、市民に分別排出の徹底を啓発します。

イ　古紙の資源化の推進

○　古紙回収ステーション事業の推進

・市内３１か所の回収拠点に古紙回収ステーションを設置し、古紙の資源化を行います。また、利用促進に向け、広報紙、ホームページなどを通じて市民に周知します。

○　清掃センターへの搬入時の検査

・必要に応じて、可燃物内への古紙混入調査を行います。

ウ　剪定枝・廃食用油の資源化及び衣類・革類の再使用

○　剪定枝の回収と資源化の推進

・剪定枝を受入れし、選別・加工後、薪・チップの材料として市民に提供します。

○　廃食用油の資源としての回収促進

・家庭から排出される廃食用油について、市内１１か所の回収拠点にて回収し、資源化を行います。また、回収拠点の利用促進に向け、広報紙、ホームページなどを通じて市民に周知します。

○　衣類・革類の再使用の推進

・家庭から排出される衣類・革類について、市内２０か所の回収拠点にて回収し、リユース（再使用）します。また、回収拠点の利用促進に向け、広報紙、ホームページなどを通じて市民に周知するほか、新たな拠点の設置場所について検討を行います。

エ　集団回収の推進

○　集団回収への奨励制度の継続

・自治会、子供会、ＰＴＡなどによる資源回収事業を支援するため、集団回収実施団体への奨励金交付を継続するとともに、新規の団体登録を促進するため、広報紙、ホームページなどを通じて市民に制度を周知します。

オ　事業者が自主的に行うリサイクル活動への支援

○　資源回収店舗の周知

・店頭で資源回収を実施している店舗及び回収品目をホームページなどに掲載し、市民への周知を行うほか、新たに資源回収を実施する店舗について調査を行います。

カ　中間処理における資源回収の推進

○　可燃ごみからの資源回収

・清掃センターでの可燃ごみの受入れ時に、段ボールや衣類などの資源が確認された場合は、回収します。

○　不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収

・不燃ごみ及び粗大ごみを破砕処理する際は、事前に資源化が可能な金属などを回収するとともに、家電リサイクル法の対象とならない小型家電は選別し、非鉄金属などを資源化します。

○　最終処分前の資源回収

・焼却灰は、最終処分を行う前に再度選別作業を行い金属などの資源を回収します。

キ　焼却灰の資源化

焼却灰の全量外部委託による資源化を行います。落じん灰を選別し、売却により資源化します。

ク　清掃センターへの搬入時の検査

市民が搬入するごみの分別状況などについて確認し、必要に応じて指導等を行います。

＜基本計画：基本方針２　ごみ処理対策の推進＞

⑴　適正な処理の推進

ア　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

○　資源ごみの分別収集の継続

・資源ごみ（プラスチック、紙パック、ペットボトル、かん、スプレーかん、びん、乾電池及び水銀使用製品）の分別収集を継続します。

○　外国語版ごみ収集日程表の配布

・外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及び、ベトナム語）と、やさしい日本語版で周知を行います。なお、市内在住外国人の実態に沿った言語の採用など費用対効果を含めて検討を行います。

イ　ごみ集積所の適正な維持管理

○　広報紙やホームページによる排出ルールの啓発

・ごみの排出ルールの啓発を広報紙及びホームページにより行い、自治会、アパートの管理会社等を通じて排出ルールの遵守を呼びかけます。

○　ごみ集積所の管理についての依頼

・ごみ集積所の衛生管理について、自治会及び環境美化推進委員に依頼します。

ウ　収集・運搬の体制と方法

○　ごみの種類ごと（家庭系ごみ及び事業系ごみ）の収集・運搬体制

・本章「２　ごみの収集・運搬体制」に定める体制に基づき、家庭系ごみ及び事業系ごみの収集・運搬を行います。

エ　高齢者等のごみ出し支援の検討・実施

他市町の取組状況などの調査を行います。

オ　市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物の適正処理）の周知徹底

市で処理を行えないごみは、本章「９　市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物）の適正処理」に示すとおりとし、これらが適正に処理されるよう、ごみ収集日程表等により周知徹底を行います。

カ　中間処理の体制と方法

○　可燃ごみの処理

・可燃ごみは、清掃センターで焼却処理を行います。また、引き続き焼却に伴う熱エネルギーを回収し、清掃センター内で冷暖房及び給湯に利用するほか、余熱は近接する入浴施設「富士山天母の湯」にも供給します。

○　民間の一般廃棄物処理施設活用の検討

高度で経済的な資源化の実現に向け、民間処理施設の活用について情報収集を行います。

○　不燃ごみ・粗大ごみの処理

・不燃ごみ及び粗大ごみは、清掃センター内にある粗大ごみ処理施設で破砕及び選別処理を行います。回収された金属類は資源化し、破砕処理残渣は清掃センターで焼却処理します。

○　資源ごみ及び中間処理後の資源回収

・資源ごみ及び中間処理後に回収した資源は、それぞれ専門の資源化業者に委託することで適正に資源化を行います。

キ　ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画の検討

静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき、近隣市町との広域化・集約化について情報収集を行います。

ク　ごみの適正な処理に関するその他の必要な事項

○　不法投棄対策

・不法投棄撲滅のため、市内北部地域を中心に年約４０回のパトロールを実施するとともに、その活動をホームページ、広報紙などで紹介します。また、環境美化推進委員によるごみ集積所や周辺地域の巡視や、市が作製した不法投棄禁止看板を希望する市民に配布し、不法投棄の抑制に努めます。

○　災害時対策

・仮置場の運用について、公益社団法人静岡県産業廃棄物協会富士支部と打ち合わせを行っていきます。

・収集・運搬については、市が許可している一般廃棄物の収集・運搬許可業者に協力をお願いしていきます。

⑵　適正な処分の推進

ア　最終処分の体制と方法

・焼却灰を資源化するため、全量民間事業者に委託処理します。

イ　最終処分の調査研究

・効率的な最終処分方法の調査研究を行います。

＜基本計画：基本方針３　市民・事業者・行政の協働＞

⑴　情報の共有

ア　情報を全ての人に届ける

○　情報の受け手に応じた手法による情報提供の実施

・広報紙、ホームページ、ＳＮＳ、動画配信など、様々な媒体を通じて市民のごみ問題に対する意識の向上に向けた情報提供を行います。

○　地域への情報提供

・地域住民に市が進める取組及び支援制度などの情報提供を行います。

イ　パンフレット・啓発冊子の作成、配布

・本市のごみ収集から処理までをわかりやすくまとめた啓発パンフレット「ごみとわたしたち」を作成し、市内の小学４年生に配布します。

・ごみの分別について記載した「ごみの正しい分け方・出し方」を市民に配布します。

・「環自協ふじのみやだより」を年２回発行します。

ウ　出前講座の開催

富士山まちづくり出前講座として、地域や団体からの依頼に基づき、以下の内容で出前講座を開催します。

【出前講座タイトル】

「ごみダイエットセミナーー目指せ！！雑がみ分別博士ー」

「ごみダイエットセミナーーごみゼロ社会を目指そうー」

「ごみの出し方セミナー」

⑵　協働の場づくり

ア　ごみ減量化等推進市民懇話会の活用

前年度の一般廃棄物処理基本計画の実績及び次年度の一般廃棄物処理実施計画について、市民等からの意見を聴取するため、富士宮市ごみ減量化等推進市民懇話会を開催します。

イ　環境美化推進委員との連携

環境美化推進委員と連携し、ごみ集積所の巡視活動を行います。

ウ　清掃運動の実施と市民の参加促進

地域における道路、河川敷などの清掃活動について、市主催による「清掃運動」及び環境衛生自治推進協会主催による「ごみ一掃作戦」を実施します。

エ　アダプトプログラムの継続実施

市民や事業者との協働により、道路、公園、河川などの公共の場所の清掃活動を行います。

※　アダプトプログラム
　市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム

オ　表彰制度の継続

ごみの減量化、資源化や環境美化活動に関連して、特に優秀な取組を行った団体や個人について表彰を行います。

カ　様々な場と機会を通じた環境学習の継続・推進

○　学校教育を通じた環境学習の強化

・市内の小学４年生を対象に啓発パンフレット「ごみとわたしたち」を作成するほか、市内小中学生を対象に環境に関する出前講座を開催します。

・市内の小学４・５年生を対象に、地球温暖化防止啓発事業としてアース・キッズ事業を実施します。

第３章　生活排水処理実施計画

１　生活排水処理の状況

表３－１　生活排水処理形態別人口及び処理量

			R8
処理人口（人）	**公共下水道**		**62,230**
	くみ取り		**2,189**
	浄化槽	合併処理浄化槽	30,226
		農業集落排水処理施設	108
		単独処理浄化槽	32,246
		小計	**62,580**
	計		**126,999**
収集量（kℓ）	し尿		2,405
	浄化槽汚泥		46,597
	計		**49,002**

２　公共下水道

⑴　公共下水道の整備

公共下水道事業区域内で発生する生活排水は、公共下水道により排出し、星山浄化センターで処理を行います。

表３－２　富士宮市公共下水道事業基本計画の概要

計画目標年次	令和 12 年度
計画処理面積	2,747.50ha
計画区域内人口	73,100 人

⑵　公共下水道施設の整備状況

表３－３　星山浄化センターの概要

施設名称		富士宮市星山浄化センター	
所在地		富士宮市星山 770-1	
処理方式	汚水	標準活性汚泥法	
	汚泥	濃縮→機械脱水→資源化	
処理能力		58,400　m^3/日最大	
竣工年度		昭和 56 年度	
放流水質		項目	基準値
		pH	5.8～8.6
		BOD　mg/L	15 以下
		SS　mg/L	19 以下
		大腸菌数　CFU/mL	800 以下
放流先		富士川	
敷地面積		32,400m^2	

表３－４　公共下水道の整備

	下水管埋設延長（km）	処理区域面積（ha）	処理区域内人口（人）
	汚水管		
R8	1.0	3.5	155

３　農業集落排水処理施設

富士宮市長貫に上長貫農業集落排水処理施設があり、周辺の集落から排出される生活排水の処理を行います。

表３－５　農業集落排水処理施設による処理世帯数及び人口

	R8
世帯数（戸）	39
人口（人）	108

４　公共下水道以外

⑴　合併処理浄化槽の設置

表３－６　合併処理浄化槽補助　　単位：基

	R8
5 人槽	55
7 人槽	13
10 人槽	4
合計	**72**
補助金額（千円）	60,094

⑵　し尿・浄化槽汚泥処理

ア　し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

本市域内から発生するし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬業務は、廃棄物処理法第７条第１項の規定に基づき市長が許可した次の収集運搬許可業者によって行います。

・　富士宮市阿幸地町１８３番地　株式会社第一

・　富士宮市淀師１１６８番地の８　合資会社一光

イ　処理体制

現在、本市域内から発生するし尿・浄化槽汚泥は、許可業者による収集後、衛生プラントにおいて微生物処理し、脱水後処理水（分離液）は、星山浄化センターに排水されます。

⑶　し尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備状況

生活排水のうち、収集されたし尿・浄化槽汚泥の処理は、衛生プラントで行っています。脱水汚泥の処分場所は、外部委託業者及び清掃センターで焼却処理します。外部委託業者では焼却に伴い発生する余熱を発電に利用し、焼却灰は、マテリアルリサイクルとして他業者で再生利用します。

表３－７　衛生プラントの概要

施設名称	富士宮市衛生プラント	
所在地	富士宮市星山 757	
処理能力	150kL/日（し尿+浄化槽汚泥 75kℓ/日×2 槽）	
処理方式	主 処 理：高負荷脱窒素処理 汚泥処理：濃縮→機械脱水→一部資源化	
竣工年度	昭和 63 年度	
プロセス用水	地下水	
放流水質	項目	基準値 （日間平均値）
	pH	5～9 未満
	BOD　　mg/L	600 未満
	SS　　mg/L	600 未満
	ｎ－ﾍｷｻﾝ　　mg/L （鉱油類含有量）	5 以下
	ｎ－ﾍｷｻﾝ　　mg/L （動植物油脂類含有量）	30 以下
排水先	富士宮市星山浄化センター	
敷地面積	6,100㎡	

⑷　処理後に生じた汚泥の処理量

表３－８　処理後に生じた汚泥の処理量　　単位：t

		R8
焼却	清掃センター	1,072
	外部委託	378
合計		**1,450**

５　実施施策

＜基本計画：基本方針１　生活排水対策の充実＞

ア　公共下水道による生活排水対策の推進

○　公共下水道の計画的な整備

・公共下水道の整備を引き続き推進します。

○　公共下水道への接続促進

・下水道接続率の向上を図ります。

イ　合併処理浄化槽による生活排水対策の推進

○　合併処理浄化槽の設置補助制度の継続

・年間 70 基程度の設置補助を継続します。

ウ　生活雑排水対策の推進

○　生活雑排水未処理世帯に対する啓発

・広報紙、ホームページなどの広報媒体を活用して、積極的に情報提供します。

＜基本計画：基本方針２　生活排水の適正処理の推進＞

ア　収集・運搬体制と方法

○　し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

・適正かつ安定的な収集・運搬

○　し尿・浄化槽汚泥収集・運搬許可業者に対する指導・助言

・し尿処理連絡会の実施

イ　公共下水道による処理の推進

○　公共下水道による処理

・公共下水道に排出される生活排水は、星山浄化センターで処理を行い、放流基準を満たす水質で富士川に放流します。

○　施設の適正な維持管理

・長期的かつ安定的に処理が行えるよう適正な運転管理に努めます。

○　処理汚泥の資源化

・セメント化や路盤材化、肥料化などによる資源化を行います。

ウ　浄化槽の適正な管理

○　適正な管理に向けた指導

・浄化槽管理者に対する啓発活動を行い適正な管理の徹底を目指します。

エ　衛生プラントによる適正な処理

○　衛生プラントによる処理

・し尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水処理施設の処理汚泥は衛生プラントにおいて処理し、一次処理水は星山浄化センターに送られ放流基準を満たす水質で富士川に放流します。

○　施設の適正な維持管理

・長期的かつ安定的に処理が行えるよう適正な維持管理に努めます。

○　処理汚泥の資源化

・路盤材化など資源化を継続します。

○　処理の共同化

・星山浄化センターとの処理共同化を推進します。

オ　農業集落排水処理施設による処理の継続

○　農業集落排水処理施設による処理

・農業集落排水処理施設に接続している世帯から排出される生活排水は、上長

貫農業集落排水処理施設において処理し、放流基準を満たす水質で富士川に放流します。

○　施設の適正な維持管理

・長期的かつ安定的に処理が行えるよう適正な運転管理に努めます。

○　処理汚泥の処理

・衛生プラントに搬入し、適正な処理を行います。

＜基本計画：基本方針３　市民・事業者・行政の協働＞

ア　情報の共有

○　情報を全ての人に届ける

・広報紙、ホームページなど、様々な媒体を通じて市民の生活排水に対する意識の向上に向けた情報提供を行います。

○　出前講座の開催

・富士山まちづくり出前講座として、地域や団体からの依頼に基づき、生活排水の処理についての出前講座を開催します。

イ　協働の場つくり

○　学校教育や地域での環境学習・環境体験の実施

・星山浄化センターの見学を受け入れます。

第４章　計画の推進体制

本計画の実施に当たっては、計画の実効性を検証するため、数値目標の達成状況、施策の実施状況等について取りまとめた上で、富士宮市ごみ減量化等推進市民懇話会において市民等からの意見を聴取し、その実績及び評価を実績報告書として公表することとします。

また、令和８年度及び９年度の２か年で、富士宮市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和４年度～令和１３年度）の中間見直しを行います。